調達要求番号：

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td colspan="2">物 品 番 号</td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">ビデオスコープ，内視鏡用</td><td colspan="2">ＧＭ－Ｔ１０７３３９</td></tr>
<tr><td>防衛大臣承認</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>作　成</td><td>平成２２年１０月２８日</td></tr>
<tr><td>変　更</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>補給統制本部　衛生部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用するビデオスコープ,内視鏡用(以下，“本品”という。)について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**規格**

ＮＤＳ　Ｚ　８０１１　　角形銘板

b)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c)　**法令等**

薬事法（昭和３５年法律第１４５号）

薬事法施行規則（昭和３６年厚生省令第１号）

2　製品に関する要求

2.1　製造承認等

製造承認等は，次による。

a)　“薬事法”によって，医療機器として製造（輸入）承認された製品であるものとする。

b)　医療機器として製造（輸入）承認を要しない製品の場合は，“薬事法施行規則”によって,医療機器製造（輸入）品目として許可を得ているもの，又は医療機器製造（輸入）製品届書を提出しているものとする。

2.2　材料・加工方法

材料及び加工方法は，製造者の定めた仕様及び規格による。

2.3　種類

種類は，表1によるものとする。

表1－種類

番号	物品番号	品名	数量[a)]	注記
1	――――――	ビデオスコープ，上部消化管用，１型	1	蛍光観察用並びにズーム対応
2	――――――	ビデオスコープ，上部消化管用，２型	1	ハイビジョン並びにズーム対応，ウォータージェット
3	――――――	ビデオスコープ，上部消化管用，３型	1	ハイビジョン対応
4	――――――	ビデオスコープ，上部消化管用，４型	1	細径用
5	――――――	ビデオスコープ，上部消化管用，５型	1	ウォータージェット
6	――――――	ビデオスコープ，上部消化管用，６型	1	２チャンネル，処置用
7	――――――	ビデオスコープ，上部消化管用，７型	1	経口・経鼻用
8	――――――	ビデオスコープ，上部消化管用，８型	1	経鼻用
9	――――――	ビデオスコープ，十二指腸用，１型	1	鉗子台
１０	――――――	ビデオスコープ，十二指腸用，２型	1	鉗子台，大チャンネル
１１	――――――	ビデオスコープ，大腸用，１型	1	蛍光観察用並びにズーム対応，ウォータージェット
１２	――――――	ビデオスコープ，大腸用，２型	1	ハイビジョン並びにズーム対応
１３	――――――	ビデオスコープ，大腸用，３型	1	ハイビジョン対応
１４	――――――	ビデオスコープ，大腸用，４型	1	ウォータージェット
１５	――――――	ビデオスコープ，大腸用，５型	1	高画質対応
１６	――――――	ビデオスコープ，小腸用，１型	1	――――――
１７	――――――	ビデオスコープ，気管支用，１型	1	ＹＡＧ・半導体レーザ対応
１８	――――――	ビデオスコープ，気管支用，２型	1	超音波プローブ対応
注[a)] 規定の数量と異なる場合は，調達要領指定書によって指定する。				

2.4　構造・形状・寸法・質量

構造，形状，寸法及び質量は，次によるほか，製造会社の定めた仕様及び規格による。

a)　本品の先端に，ＣＣＤ並びに照明装置が取り付けられているものとする。

b)　本品は，市販されている内視鏡洗浄装置で洗浄及び消毒してもスコープに変化しないほどの耐久力を有するものとする。

c)　スコープは，軟性であり，手元の操作によって可動し，一定の形状を維持できるものとする。

2.5　性能

性能は次によるほか，製造会社の定めた仕様及び規格による。

a)　本品は，既存のオリンパスメディカルシステムズ㈱製のビデオシステムセンタに接続することができ，内視鏡の検査ができるものとする。

b)　ビデオスコープ，上部消化管用，１型（蛍光観察用並びにズーム対応）

1)　ビデオスコープの全長は，１　３５０ ㎜以下とし，有効長は１　０５０ ㎜以下とする。

2)　先端部の外径は１１．０ ㎜以下とし，通常のＣＣＤに加え蛍光観察専用ＣＣＤを有するものとする。

3)　鉗子の最小可視距離は，３ ㎜以下とする。

4)　湾曲角は，ＵＰ２１０°以上，ＤＯＷＮ９０°以上とし，ＲＩＧＩＴ・ＬＥＦＴ各１００°以上とする。

5)　拡大観察器と接続することで，通常光観察時に光学８５倍ズーム機能を有するものとする。フットスイッチで画像の拡大が調整できるものとする。

c)　ビデオスコープ，上部消化管用，２型（ハイビジョン及びズーム対応，ウォータージェット）

1)　ビデオスコープの全長は１　３５０ ㎜以下とし，有効長は１　０５０ ㎜以下とする。

2)　先端部の外径は１１．０ ㎜以下とし，ハイビジョン対応ＣＣＤを有するものとする。また，ウォータージェット機能を有するものとする。

3)　鉗子の最小可視距離は，４ ㎜以下とする。

4)　湾曲角は，ＵＰ２１０°以上，ＤＯＷＮ９０°以上とし，ＲＩＧＩＴ・ＬＥＦＴ各１００°以上とする。

5)　拡大観察器を接続することで，通常光観察時に光学８５倍ズーム機能を有するものとし，フットスイッチで画像の拡大が調整できるものとする。

6)　内視鏡用の送水ポンプと接続することができ，送水することで胃内の洗浄をすることができるものとする。

d)　ビデオスコープ，上部消化管用，３型（ハイビジョン対応）

1)　ビデオスコープの全長は１　３５０ ㎜以下とし，有効長は１　０５０ ㎜以下とする。

2)　先端部の外径は１０．０ ㎜以下とし，ハイビジョン対応ＣＣＤを有するものとする。

3)　鉗子の最小可視距離は，３ ㎜以下とする。

4)　湾曲角は，ＵＰ２１０°以上，ＤＯＷＮ９０°以上とし，ＲＩＧＩＴ・ＬＥＦＴ各１００°以上とする。

e)　ビデオスコープ，上部消化管用，４型（細径用）

1)　ビデオスコープの全長は１　３５０ ㎜以下とし，有効長は１　０５０ ㎜以下とする。

2)　先端部の外径は８．０ ㎜以下とし，ＣＣＤを有するものとする。

3)　鉗子の最小可視距離は，３ ㎜以下とする。

4)　湾曲角は，ＵＰ２１０ °以上，ＤＯＷＮ９０°以上とし，ＲＩＧＩＴ・ＬＥＦＴ各１００°以

上とする。

f) ビデオスコープ，上部消化管用，５型（ウォータージェット）

1) ビデオスコープの全長は１　３５０ ㎜以下とし，有効長は１　０５０ ㎜以下とする。

2) 先端部の外径は１０．０ ㎜以下とし，ウォータージェット機能を有するものとする。

3) 湾曲角は，ＵＰ２１０°以上，ＤＯＷＮ１８０°以上とし，ＲＩＧＩＴ・ＬＥＦＴ各１００°以上とする。

4) 鉗子の最小可視距離は，３ ㎜以下とする。

5) 内視鏡用の送水ポンプと接続することができ，送水することで胃内の洗浄をすることができるものとする。

g) ビデオスコープ，上部消化管用，６型（２チャンネル，処置用）

1) ビデオスコープの全長は１　４００ ㎜以下とし，有効長は１　０５０ ㎜以下とする。

2) 先端部の外径は１２．０ ㎜以下とし，ウォータージェット機能を有するものとする。

3) 湾曲は，ＵＰ２１０°以上，ＤＯＷＮ９０°以上とし，ＲＩＧＩＴ・ＬＥＦＴ各１００°以上とする。

4) 鉗子の最小可視距離は，５ ㎜以下とする。

5) 内視鏡用の送水ポンプと接続することができ，送水することで胃内の洗浄をすることができるものとする。

6) 2段階の湾曲部があるものとする。

h) ビデオスコープ，上部消化管用，７型（経口・経鼻用）

1) ビデオスコープの全長は１　４５０ ㎜以下とし，有効長は１　１００㎜以下とする。

2) 先端部の外径は５．０ ㎜以下とする。

3) 湾曲角は，ＵＰ２１０°以上，ＤＯＷＮ９０°以上とし，ＲＩＧＩＴ・ＬＥＦＴ各１００°以上とする。

4) 鉗子の最小可視距離は，３ ㎜以下とする。

i) ビデオスコープ，上部消化管用，８型（経鼻用）

1) ビデオスコープの全長は，１　４５０ ㎜以下とし，有効長は，１　１００ ㎜以下とする。

2) 先端部の外径は６．０ ㎜以下とする。

3) 鉗子の最小可視距離は，３ ㎜以下とする。

4) 湾曲角は，ＵＰ２１０°以上，ＤＯＷＮ９０°以上とし，ＲＩＧＩＴ・ＬＥＦＴ各１００°以上とする。

5) 被検査者の鼻からビデオスコープを入れられるものとする。

j) ビデオスコープ，十二指腸用，１型（鉗子台）

1) ビデオスコープの全長は，１　５５０ ㎜以下とし，有効長は１　２５０ ㎜以下とする。

2) 先端部の外径は１３．０ ㎜以下とする。

3) 鉗子の最小可視距離は，１０ ㎜以下とする。

4) 湾曲は，ＵＰ１２０°以上，ＤＯＷＮ９０°以上とし，ＲＩＧＩＴ１１０°以上，ＬＥＦＴ９０°以上とする。

k) ビデオスコープ，十二指腸用，２型（鉗子台，大チャンネル）

1) ビデオスコープの全長は，１　５５０ ㎜以下とし，１２５０ ㎜以下とする。

2) 先端部の外径は１４．０ ㎜以下とする。

3) 鉗子の最小可視距離は，１０ ㎜以下とする。

4) 湾曲角は，ＵＰ１２０°以上，ＤＯＷＮ９０°以上とし，ＲＩＧＩＴ１１０°以上，ＬＥＦＴ９０°以上とする。

l) ビデオスコープ，大腸用，１型(蛍光観察用並びにズーム対応，ウォータージェット)

1) ビデオスコープの全長は，１　７００ ㎜以下とし，有効長は１　３５０ ㎜以下とする。

2) 先端部の外径は１５．０ ㎜以下とし，ウォータージェット機能を有するものとする。

3) 鉗子の最小可視距離は，５ ㎜以下とする。

4) 湾曲角は，ＵＰ・ＤＯＷＮ各１８０°以上とし，ＲＩＧＩＴ・ＬＥＦＴ各１６０°以上とする。

5) 蛍光観察用ＣＣＤとハイビジョン対応ＣＣＤを搭載したものとする。拡大観察器を接続することで，通常光観察時に光学７５倍ズーム機能を有するものとし，フットスイッチにより画像の拡大調整ができるものとする。

6) 内視鏡用の送水ポンプと接続することができ，送水することで大腸内の洗浄をすることができるものとする。

m) ビデオスコープ，大腸用，２型（ハイビジョン及びズーム対応）

1) ビデオスコープの全長は，１　７００ ㎜以下とし，有効長は１　３５０ ㎜以下とする。

2) 先端部の外径は１４．０ ㎜以下とする。

3) 鉗子の最小可視距離は，４ ㎜以下とし，ハイビジョン対応ＣＣＤを搭載したものとする。

4) 湾曲角は，ＵＰ・ＤＯＷＮ各１８０°以上とし，ＲＩＧＩＴ・ＬＥＦＴ各１６０°以上とする。

5) 拡大観察器を接続することで，通常光観察時に光学７５倍ズーム，さらに電子拡大を組み合わせすることで最大１００倍ズームの機能を有するものとする。また，フットスイッチによって画像の

拡大調整ができるものとする。

n) ビデオスコープ，大腸用，３型(ハイビジョン対応)

1) ビデオスコープの全長は，１　７００ ㎜以下とし，有効長は１　３５０ ㎜以下とする。

2) 先端部の外径は１４ ㎜以下とし，ハイビジョン対応ＣＣＤを搭載したものとする。

3) 鉗子の最小可視距離は，４ ㎜以下とする。

4) 湾曲角は，ＵＰ・ＤＯＷＮ各１８０°以上とし，ＲＩＧＩＴ・ＬＥＦＴ１６０°以上とする。

o) ビデオスコープ，大腸用，４型（ウォータージェット）

1) ビデオスコープの全長は，１　７００ ㎜以下とし，有効長は１　３５０ ㎜以下とする。

2) 先端部の外径は１１．０ ㎜以下とする。

3) ウォータージェット機能を有するものとする。

4) 鉗子の最小可視距離は，４ ㎜以下とする。

5) 湾曲は，ＵＰ・ＤＯＷＮ各１９０°以上とし，ＲＩＧＩＴ・ＬＥＦＴ各１６０°以上とする。

6) 内視鏡用の送水ポンプと接続することができ，送水することで大腸内の洗浄をすることができるものとする。

p) ビデオスコープ，大腸用，５型(高画質対応)

1) ビデオスコープの全長は，１　７００ ㎜以下とし，有効長は１　３５０ ㎜以下とする。

2) 先端部の外径は１２．５ ㎜以下とし，高解像度対応ＣＣＤを搭載したものとする。

3) 鉗子の最小可視距離は，４ ㎜以下とする。

4) 湾曲角は，ＵＰ・ＤＯＷＮ各１８０°以上とし，ＲＩＧＩＴ・ＬＥＦＴ各１６０°以上とする

r) ビデオスコープ，小腸用，１型

1) ビデオスコープの全長は，２　３５０ ㎜以下とし，有効長は２　０００ ㎜以下とする。

2) 先端部の外径は９．５ ㎜以下とする。
3) 鉗子の最小可視距離は，３ ㎜以下とする。
4) 湾曲角は，ＵＰ・ＤＯＷＮ各１８０° 以上とし，ＲＩＧＩＴ・ＬＥＦＴ各１６０° 以上とする。

s) ビデオスコープ，気管支用，１型（ＹＡＧ・半導体レーザ対応）
1) ビデオスコープの全長は９００ ㎜以下とし，有効長は６００ ㎜以下とする。
2) 先端部の外径は５．５ ㎜以下とする。
3) 鉗子の最小可視距離は，３ ㎜以下とする。
4) 湾曲角は，ＵＰ１８０° 以上とし，ＤＯＷＮ１３０° 以上とする。
5) 高周波手術装置及びＹＡＧ・半導体レーザにも対応する機能を有すものとする。
t) ビデオスコープ，気管支用，２型（超音波プローブ対応）
1) ビデオスコープの全長は９００ ㎜以下とし，６００ ㎜以下とする。
2) 先端部の外径は６．０ ㎜以下とする。
3) 鉗子の最小可視距離は，３ ㎜以下とする。
4) 湾曲は，ＵＰ１８０° 以上とし，ＤＯＷＮ１３０° 以上とする。
5) バルーン付の超音波プローブの挿通する機能を有すものとする。

2.6 外観

外観は，きず，汚れ等がなく，仕上げが良好なものとする。

2.7 製品の表示

製品の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，次による。

a) 製品の表示は，納入品の見やすい適当な箇所に，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の2.3及びＮＤＳＺ ８０１１による１種銘板を表示する。

b) １種銘板の取得番号は，調達要領指定書による。

3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は，特に調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の4.1による。

4.2 包装の表示

包装の表示は，特に調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の4.2による。

5 その他の指示

5.1 附属品・予備品

a) 附属品及び予備品は，製造会社の定めた仕様及び規格による標準附属品と標準予備品一式とする。

b) 特別附属品は，表2による。

表2-特別附属品

番号	品名	数量[a)]	規格
1	拡大観察器（フットスイッチ含む。）	1	――――――
2	内視鏡用送水装置	1	容量１　０００ mL
3	送水チューブ	1	――――――
3	内視鏡用ガス送気装置	1	炭酸ガス
4	鉗子アダプタ（１０個入り）	1	――――――
注[a)]　規定の数量と異なる場合は，調達要領指定書によって指定する。			

5.2　納入書類

5.2.1　添付書類

添付書類は，特に調達要領指定書によって指定する場合を除き，次による。

a)　取扱説明書（日本語版）　　１部

b)　附属品明細表（様式適宜）　　１部

c)　納入品カタログ　　１部

5.2.2　提出書類

提出書類は，**表3**による。ただし，過去に納入実績があり，前回納入時と変更がない場合は，省略できるものとする。

表3－提出書類

名称	時期	数量	提出先
取扱説明書（日本語版）	納入時	１部	陸上自衛隊補給統制本部衛生部
附属品明細表（様式適宜）			
納入品カタログ			